

令和 7 年 度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

香 川 県 監 査 委 員

8 監 査 第 2 4 3 号
令和 8 年 9 月 14 日

香川県知事 池 田 豊 人 殿

香川県監査委員	白 鳥 一 雄
同	武 田 宏 之
同	鏡 原 慎一郎
同	城 本 宏

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、令和7年度決算に基づく健全化判断比率審査（以下「審査」という。）を実施した。

1 審査の期間

令和8年7月24日から令和8年8月25日まで

2 審査の着眼点

- (1) 提出された健全化判断比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

3 審査の実施内容

知事から提出された、算定の基礎となる事項を記載した書類の照合点検をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどにより実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

健全化判断比率	令和7年度決算に基づく比率（％）	令和6年度決算に基づく比率（％）	《参考》	
			早期健全化基準（％）	財政再生基準（％）
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率 （3か年平均）	11.6	10.9	25.0	35.0
④将来負担比率	151.6	159.7	400.0	

注1) 実質赤字比率については、実質赤字が生じていないため「—」を記載。

注2) 連結実質赤字比率については、連結実質赤字が生じていないため「—」を記載。

2 審査の意見

(1) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、11.6%であり、早期健全化基準の25%を下回っているが、令和6年度の10.9%より0.7ポイント上昇していることから、今後とも、適切な県債残高の管理と計画的な償還が望まれる。

(2) 将来負担比率について

将来負担比率は、151.6%であり、早期健全化基準の400%を下回っている。令和6年度の159.7%より8.1ポイント減少し、「財政運営ビジョン（令和7年11月）」の見込み(165.6%)を下回っている。

本県を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、時機をとらえた的確な対応が求められるほか、山積する諸課題への対応や未来への投資も必要であることから、これまでの財政健全化の取組みの成果を堅持しつつ、必要な財政支出を効果的・効率的に行うことが望まれる。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、令和7年度決算に基づく資金不足比率審査（以下「審査」という。）を実施した。

1 審査の期間

令和8年7月24日から令和8年8月25日まで

2 審査の着眼点

- (1) 提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

3 審査の実施内容

知事から提出された、算定の基礎となる事項を記載した書類の照合点検をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどにより実施した。

第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。なお、いずれの会計においても、資金不足は生じていない。

公営企業会計名	令和7年度決算に基づく資金不足比率(%)	《参考》 経営健全化基準(%)
香川県立病院事業会計	—	20.0
香川県流域下水道事業会計	—	20.0
臨海工業地帯造成事業特別会計	—	20.0
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	—	20.0
内陸工業団地造成事業特別会計	—	20.0

注) 資金不足は生じていないため、資金不足比率は「—」を記載。